

議案第26号

債権の放棄について（経済戦略局関係）

次のとおり債権を放棄する。

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 債 務 者 | 旧同和対策事業により本市が設置した皮革製品等の製造業者のための共同作業場の一部（以下「本件建物」という。）を借り受けていた者 |
| 2 | 債 権 の 内 容 | 本件建物の賃貸借契約に基づく賃料債権及び本件建物を不法に占有したことによる損害金に係る債権 |
| 3 | 放棄する債権の額 | 賃料の額金61,990円及び損害金の額金154,121円の合計金216,111円並びにこれに対する遅延損害金 |
| 4 | 放 棄 の 理 由 | 債務者が破産しており、当該債権の弁済を受けることができる見込みがないため |

令和4年2月10日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

旧同和対策事業により本市が設置した皮革製品等の製造業者のための共同作業場の一部の賃貸借契約に基づく賃料債権及び当該部分を不法に占有したことによる損害金に係る債権を放棄するため、この案を提出する次第である。